

# 富山湾

# 遊漁マップ

富山県・富山県海面利用協議会



万が一、事件、事故の緊急事態が発生したら…  
**緊急通報電話番号 118(局番なし)**

伏木海上保安部  
TEL:0766-45-0118

七尾海上保安部  
TEL:0767-52-9118

○もし、密輸、不審船等を発見したら…

海難事故の際の救助要請だけでなく、薬物銃器などの密輸、密航等の不審船事案への情報提供にもご協力ください。

○もし、海に転落した人を発見したら…

救命ロープ、救命胴衣等の投入または、とにかくウキになるようなもの（クーラーボックス、ペットボトルなど）を投げ入れ、近くの船に救助の合図を送る等して救命を求めましょう。

富山県農林水産部水産漁港課水産係漁政担当  
富山市桜橋通り 5-13 富山興銀ビル  
TEL:076-444-3293 FAX:076-444-4412

富山県海面利用協議会  
富山海区漁業調整委員会事務局  
TEL:076-444-2177

## ちゅうい！ー海には漁業権があるー

アワビ、サザエ、カキ等をとることが漁業者の権利（共同漁業権）となっている区域で、遊漁者がこれらをとることは、それが規則で許されている漁具・漁法であっても、漁業権の侵害となり罰せられることがあります。地区によって漁業権の内容が若干異なりますので、詳しくはこのマップの地区毎のページを参考にしてください。



## 西部地域の漁業権（氷見市、高岡市、射水市）



### 《当地区の漁業協同組合》

新湊漁業協同組合

(射水市八幡町1-1100 ☎0766-82-7707)

氷見漁業協同組合

(氷見市比美町435 ☎0766-74-0170)

### 《共同漁業権の内容となっている魚介類》

○共第7号

(漁業権者:新湊漁業協同組合)

カキ、サザエ、シロエビ、テングサ、アワビ、ナマコ、タコ

○共第8号

(漁業権者:新湊漁業協同組合、氷見漁業協同組合)

カキ、アワビ、サザエ、ハマグリ、ウニ、ナマコ、タコ、ワカメ、テングサ、バイ、フノリ、イワノリ、エゴノリ、モズク、ホンダワラ類、アオサ

○共第9号

(漁業権者:氷見漁業協同組合)

カキ、アワビ、サザエ、ウニ、ナマコ、タコ、ワカメ、テングサ、イワノリ、エゴノリ、モズク、ホンダワラ類、アオサ

○共第10号

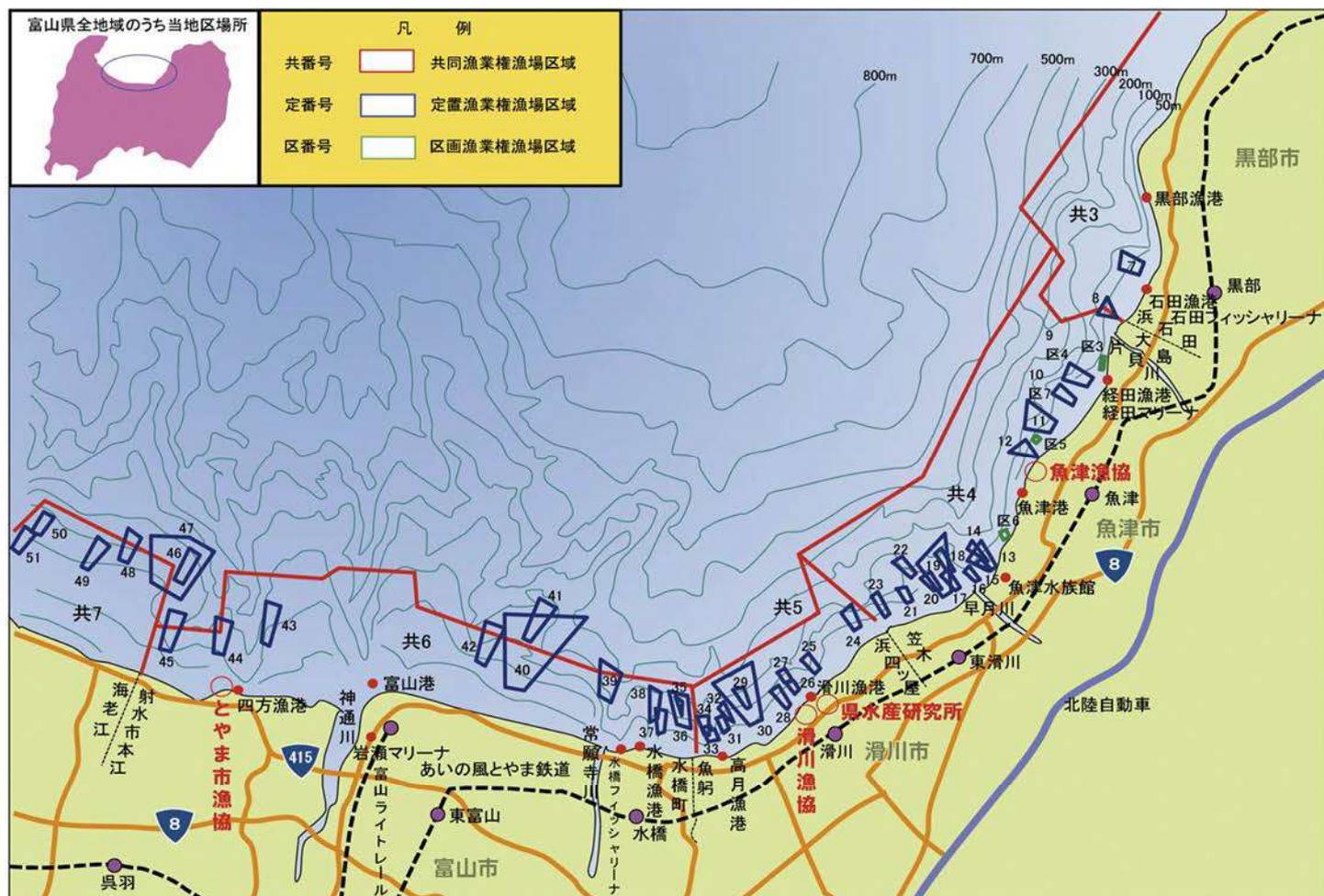
(漁業権者:氷見漁業協同組合、石川県漁業協同組合)

アワビ、サザエ、ナマコ、タコ、ワカメ、エゴ、アカモク

### 《当地区の漁業者からお願いしたいこと》

- ・空き缶、ビニール袋、エサの残り等のゴミは各自持ち帰り処分しましょう。
- ・釣り場の自然環境を大切にしましょう。
- ・庄川、小矢部川の河口沖ではしろえび漁を行っています。操業中は漁船周辺に漁網を展開していますので、十分に距離をとるようお願いします。
- ・定置網にひっかけて落とした釣り具で、漁業者がケガをする場合があります。注意してください。

# 中部地区の漁業権（富山市、滑川市、魚津市）



## 《当地区の漁業協同組合》

魚津漁業協同組合（魚津市漁港堤防割 ☎0765-24-0068）

滑川漁業協同組合（滑川市高塚2616 ☎076-475-2225）

とやま市漁業協同組合（本所：富山市四方港町87 ☎076-435-2965

岩瀬支所：岩瀬天神町265 ☎076-437-7101、水橋支所：水橋辻ヶ堂40-22 ☎076-478-2228）

## 《共同漁業権の内容となっている魚介類》

○共第4号（漁業権者：魚津漁業協同組合）

カキ、アワビ、サザエ、タコ、テングサ、ワカメ、アオサ、モズク、カタノリ、フクロノリ、イワノリ、ナマコ

○共第5号（漁業権者：滑川漁業協同組合）

カキ、アワビ、サザエ、タコ、テングサ、モズク、アオノリ、ナマコ

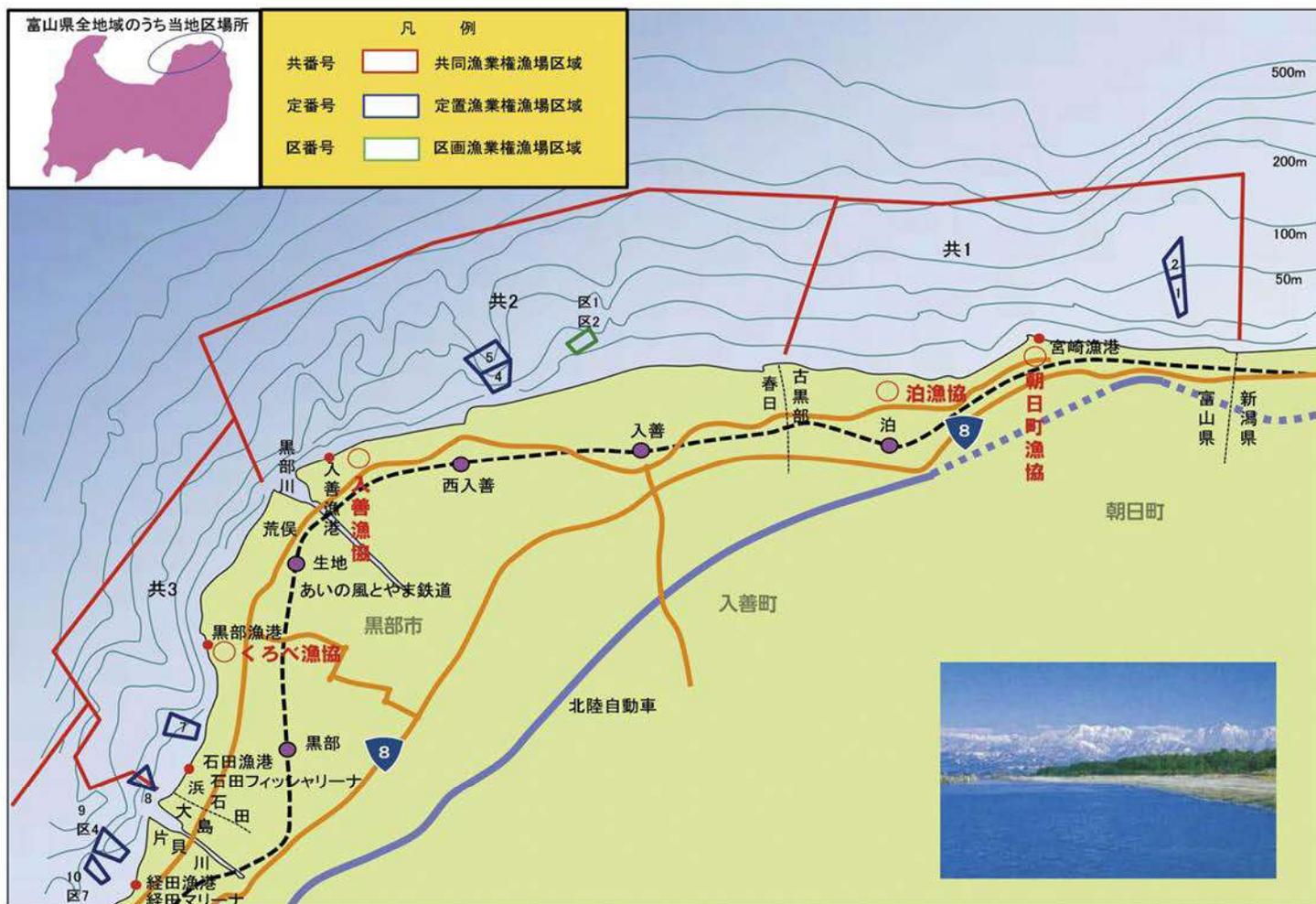
○共第6号（漁業権者：とやま市漁業協同組合）

カキ、アワビ、サザエ、タコ、テングサ、モズク、ナマコ、バイ、シロエビ、コダマガイ

## 《当地区の漁業者からお願いしたいこと》

- ・プレジャーボートの運航にあたっては、漁船の間近を通りすぎるような危険運航をしないでください。
- ・神通川の河口沖では、しろえび漁を行っています。操業中は漁船周辺に漁網を展開していますので、十分に距離をとるようお願いいたします。
- ・港口での釣りは船の出入りにとって大変危険です。
- ・資源の保護に努めましょう。小さな魚は逃がしましょう。

# 東部地区の漁業権（黒部市、入善町、朝日町）



## 《当地区の漁業協同組合》

朝日町漁業協同組合(朝日町宮崎1353 ☎0765-82-0034)

泊漁業協同組合(朝日町東草野487-1)

入善漁業協同組合(入善町芦崎338 ☎0765-76-0111)

くろべ漁業協同組合(黒部市生地中区365 ☎0765-57-0101)

## 《共同漁業権の内容となっている魚介類》

○共第1号(漁業権者:朝日町漁業協同組合、泊漁業協同組合)

カキ、アワビ、サザエ、タコ、テングサ、ワカメ、エゴノリ、アオノリ、イワノリ、モズク、ナマコ、イガイ

○共第2号(漁業権者:入善漁業協同組合)

カキ、アワビ、サザエ、タコ、テングサ、ワカメ、モズク、エゴノリ、ナマコ

○共第3号(漁業権者:くろべ漁業協同組合)

カキ、アワビ、サザエ、タコ、テングサ、ナマコ

## 《当地区の漁業者からお願いしたいこと》

- ・ゴミはきちんと持ち帰りましょう。
- ・定置網の浮子やブイ等にはボートをつながないでください。漁具損傷の原因になります。
- ・資源を増やすため、稚魚や稚貝を放流しています。つくり育てる漁業への理解と協力を！
- ・漁港内侵入禁止区域は危険ですので、釣りなどを目的に絶対に立ち入らないでください。
- ・夜間プレジャーボートで釣りをする際は、他の船が発見しやすいよう、高い位置に点滅灯などを必ず点灯してください。

# しろえび漁船に注意！

しろえび漁の作業中には、漁船周辺に漁網を展開しています。特に入網・揚網時には表層に網が浮いていますので、船舶の運航にあたっては、スクリューや船底で漁網を破損させないよう、十分に距離をとって航海するようお願いします。

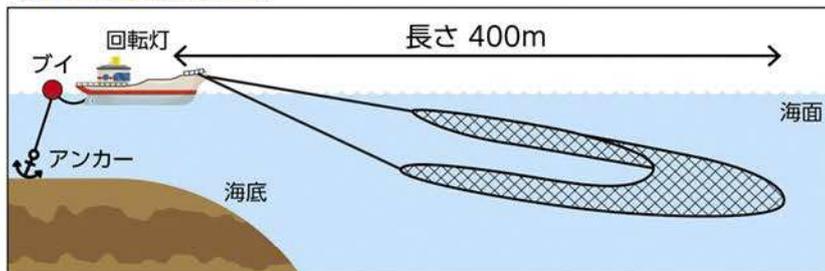
## 《しろえび漁の作業について》

漁 期：4～11月  
 作業時間：未明～午前中

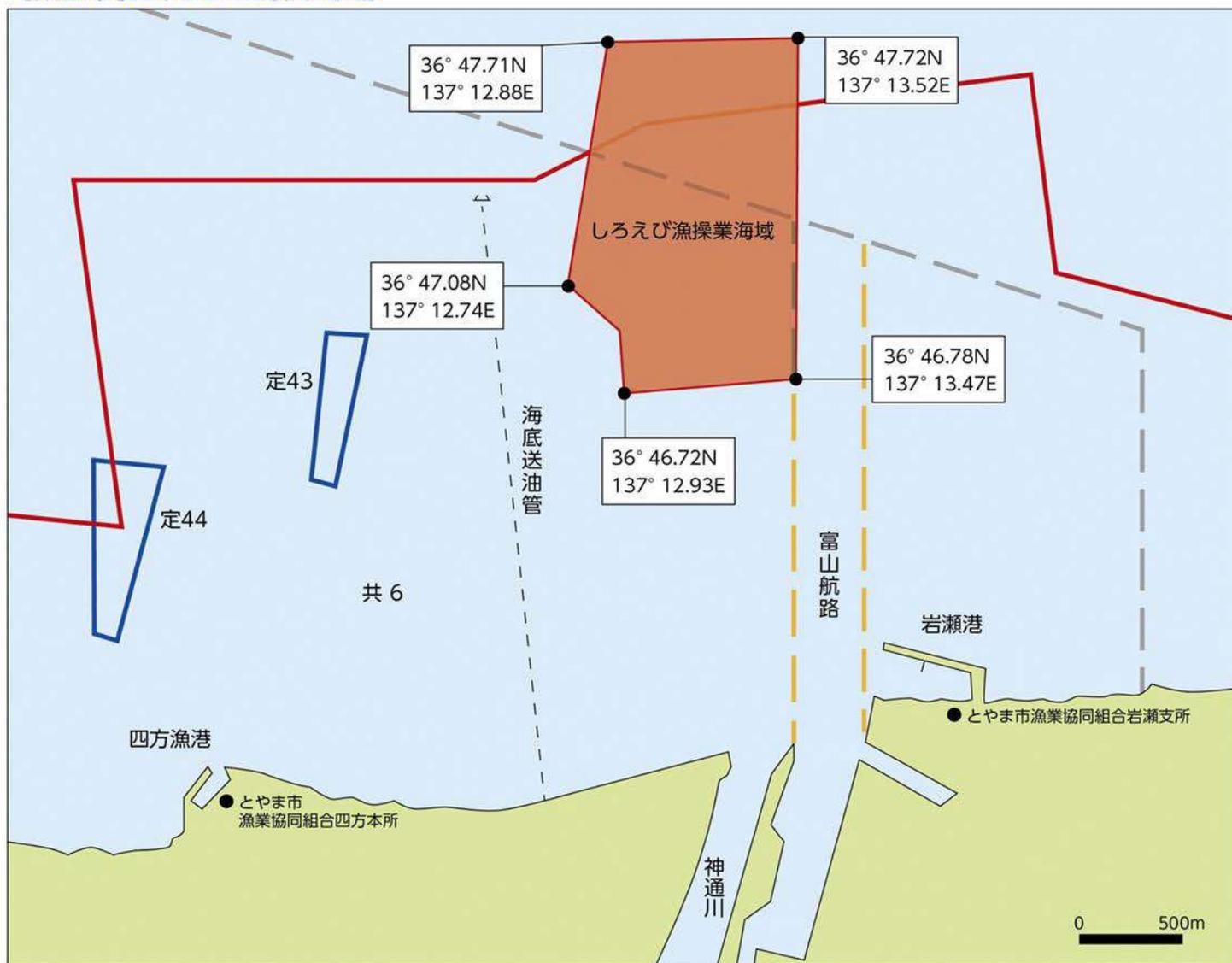
しろえび漁の作業中は黄色の回転灯を点灯しています。

点灯中は十分距離をとって走行してください。

《しろえび漁作業図》



《神通川河口沖しろえび作業海域》



### 凡 例

■ しろえび漁作業海域  
 ■ 航路

□ 共同漁業権漁場区域  
 □ 港湾区域

□ 定置漁業権漁場区域

《庄川・小矢部川河口沖しろえび操業海域》



凡 例

- |   |   |   |
|---|---|---|
|  しろえび漁操業海域 |  共同漁業権漁場区域 |  定置漁業権漁場区域 |
|  区画漁業権漁場区域 |  航路        |  港湾区域      |

《しろえび漁を行っている漁業協同組合》

とやま市漁業協同組合 岩瀬支所

〒931-8378 富山市岩瀬天神町265番地

TEL : 076-437-7101 FAX : 076-437-6125

新湊漁業協同組合

〒934-0025 射水市八幡町1丁目1100番地

TEL : 0766-82-7707 FAX : 0766-84-7707



# ルール違反に注意 !!

## 《漁具・漁法の制限》

海の利用には多くのルールがありますが、遊漁を楽しむ皆さんに関係の深いルールとして、富山県漁業調整規則があります。この規則では遊漁者が使用できる漁具及び行える漁法を次の5つに限定しています（第43条 遊漁者等の漁具漁法の制限 罰則あり）。



従って、例えば次のような漁法は禁止されています。



※素潜りでも漁業権魚種の採捕は権利侵害となる場合があります。

## 《禁止期間による制限》

次の水産動植物には採捕禁止期間が定められています（第39条 禁止期間 罰則あり）。これは漁業者であっても守らなければならないルールです。

- ナマコ：5月1日から10月31日まで禁止
- テングサ：9月1日から10月31日まで禁止
- アユ：12月1日から6月15日まで禁止

- ・ナマコ及びテングサの採捕は、共同漁業権の侵害になる場合もあります。
- ・アユは川で生まれたのち海で生活する時期があり、春には海で釣れることがあります。

※水産流通適正化制度に基づく採捕事業者の届出を行っていない者はナマコの採捕ができません。

## 《河口付近でのサクラマス採捕制限》

川に上るサクラマスを保護するため、4月1日から6月30日の間は、下図に示す庄川、神通川及び黒部川の河口付近の区域内でのサクラマスの採捕が禁止されています（第39条 禁止期間 罰則あり）。



# 定置網につながっての釣りの禁止について

**富山湾(富山県沿岸)で船釣りを楽しむ皆さまへ**  
**定置網につながっての釣りは禁止です。**

令和7年4月から定置漁具に接触して行う遊漁を禁止しました。

**富山海区漁業調整委員会指示の内容**  
 富山県の地先海面において、定置漁業に用いる漁具(かき網、身網、ロープ、浮き玉その他敷設している漁具)を利用して船を固定する等の漁具に接触して遊漁(水産動植物を採捕する行為をいう。)をしてはならない。

**委員会指示ってなに?**  
 水産動植物の繁殖保護など漁業調整のために釣り人を含む関係者に水産動植物の採捕等に関しておこう指示です。

**どうして禁止なの?**  
 漁具に絡まった釣りの仕掛けなどが原因で、漁業者が操業中に怪我をする被害があるからです。

**定置網につながらなければ大丈夫?**

- 定置網などの漁業権に基づいて行っている漁業の操業を妨害するような行為をした場合、漁業権侵害の罪に問われる可能性があります。
- 定置網付近の海中には、網を支えるために海底まで延びたロープなどがあり、航行中にスクューでロープを切断したり、釣りの仕掛けが絡まる可能性があるため、定置網には近づかないようにしましょう。

**ルールとマナーを守って楽しく釣りをしましょう。**

富山海区漁業調整委員会  
 事務局(富山県水産漁港課内) TEL 076-444-2177

漁具に絡まった釣りの仕掛けなどが原因で、漁業者が操業中に怪我をすることがあります。そのため、富山県の地先海面においては、定置漁業に用いる漁具(かき網、身網、ロープ、浮き玉その他敷設している漁具)を利用して船を固定する等の、漁具に接触して行う遊漁は禁止されています(富山海区漁業調整委員会指示)。

**《参考：定置網の保護区域》**

魚群の回遊を待ち受けて漁獲する定置漁業を保護するため、定置網の周囲には「保護区域」が設定されています。保護区域内においては、定置漁業に著しく支障を及ぼす漁業を営んだり、当該定置網の魚道を遮断したり、魚群を逸散させる行為は禁止されています(富山県漁業調整規則第34条)。

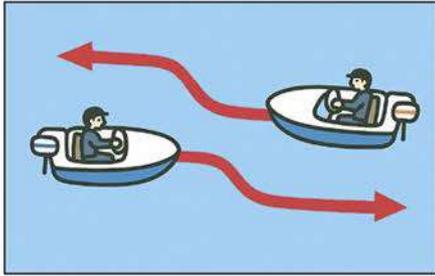
保護区域の範囲  
 ※保護区域の範囲は定置網により異なる。

# 美しい富山湾をたいせつに。ルールを守って楽しい遊漁を。

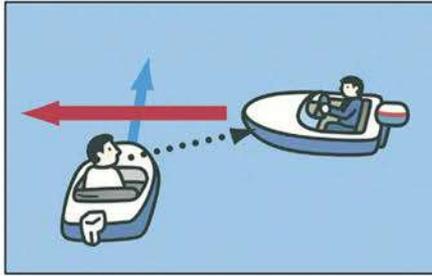
|                                       |   |  |  |
|---------------------------------------|---|--|--|
| <p>◎救命具並びに釣り場に合った装備を用意しよう</p>         | <p>◎危険なところに立ち入らないようにしましょう。天候に注意して遭難防止に努めましょう。</p> | <p>◎漁業者の漁具類等に損害を与えないようにしましょう。</p>            | <p>◎定置網、さし網などが敷設されている付近では釣りをしないようにしましょう。</p> |
| <p>◎釣り場のルールを守りましょう。釣り人同士仲良くしましょう。</p> | <p>◎海洋環境保全につとめよう。</p>                             | <p>◎釣り針、釣り糸は捨てないように漁業者や他の遊漁者のケガの原因となります。</p> | <p>◎ゴミは必ず持ち帰ろう。釣り場の自然環境を大切にしましょう。</p>        |

# ボート、水上バイクのルール、マナー

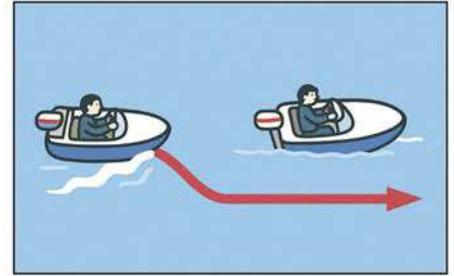
◎右側の通行



◎進路を横切るときは相手船を右に見る船が避ける



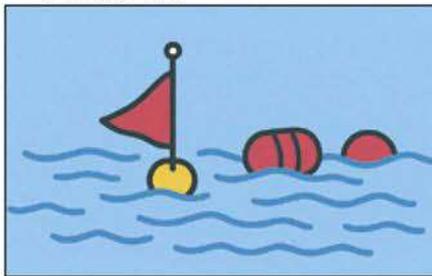
◎他船を追い越すときは十分な間隔を



◎入港時は出港船優先 港内は最徐行



◎刺し網のボンデン（標識）等につかまらない



◎暴走や見せびらかし行為は慎みましょう



## 出港前のチェックポイント

|        |                                       |
|--------|---------------------------------------|
| 船体の現状  | 船底にビルジがたまっていないか。                      |
|        | 排水口にゴミ等がないか。                          |
| 機関の現状  | 燃料は十分に積まれているか。                        |
|        | 潤滑油は汚れていないか、適量あるか。                    |
|        | 燃料油・潤滑油のコシ器は汚れていないか。                  |
|        | バッテリー液は適量か、端子結線にゆるみがないか。              |
|        | 機関の操作（前進・中立・後退・増減速）は円滑か。              |
|        | 冷却水が確実に回っているか。                        |
|        | ビルジポンプの作動は確実か。                        |
| 操舵室の現状 | 船は左右最大舵角まで円滑にとれるか。                    |
|        | 船燈の点滅、警笛の作動は確実か。                      |
|        | 計器類の指示に異常はないか。                        |
|        | 無線機の作動は確実か。                           |
| 発航状態   | 救命浮輪、救命胴衣、消火器等の安全備品はそろっているか、すぐに見えるか。  |
|        | 定員は守られているか。                           |
|        | 特に重い荷物が積まれていないか。                      |
|        | 船具、手荷物等は邪魔にならないように積まれているか。            |
| 連続状況   | 無理のない航海計画であるか。                        |
|        | 計画をマリナー、家族に連絡したか。（万一に備え、連絡体制を確保）      |
|        | マリナーに、連絡場所、乗員名簿等を渡しているか。              |
|        | 航海中の天候は大丈夫か。天気予報の確認、気象・海象の変化に注意。      |
| その他    | 海技免状、船舶検査証書、船舶検査手帳等の法定書類、機関の取扱書をもったか。 |
|        | 飲酒後や体調不順時は運転しない。                      |

注) 航海計画が予定どおり進まない場合にはマリナー等に連絡しましょう。海難と間違える場合があります。

忘れるな  
日頃の点検整備・出港前点検

潮汐や海に関する色々な事柄が知りたい

伏木海上保安部交通課 TEL : 0766-44-0196  
 HP アドレス <http://www.kaiho.mlit.go.jp/09kanku/fushiki/>

プレジャーボートの保管施設や免許取得等について相談したい

北陸信越運輸局 富山運輸支局 伏木庁舎 海事課 TEL : 0766-44-1367

プレジャーボートを係留したい

石田フィッシャリーナ(黒部) TEL : 0765-52-5777 経田マリーナ(魚津) TEL : 0765-24-7782  
 水橋フィッシャリーナ(富山) TEL : 076-482-3939 岩瀬マリーナ(富山) TEL : 076-437-7131  
 海竜マリンパーク(射水) TEL : 0766-86-5440

海釣り案内船を利用したい

船舶によって乗客を海面漁場に案内し、釣りなど魚を採捕させる事業をする際は知事への登録が義務付けられています。

各漁業協同組合、その他 釣具店等へ直接お問い合わせ下さい。

釣りに関する技術、ルール及びマナーの講師を依頼したい

(一社)全日本釣り団体協議会では、釣りインストラクター制度を実施しております。  
 詳細については、(一社)全日本釣り団体協議会(東京 TEL : 03-3265-4191)まで。

釣りに関する活動をしたい

(公財)日本釣振興会 富山県支部 富山市根塚町 2-10-13 紙屋方  
 TEL : 076-460-2399

常に最新の気象情報をチェック!

○富山地方気象台ホームページ <http://www.jma-net.go.jp/toyama/>

○NHK ラジオ気象通報(第2放送 1035KHZ)  
 毎日 9:10~(午前6時観測の気象)、16:00~(正午//)  
 22:00~(午後6時//)

○電話 177 番  
 気象台発表の最新情報(地域情報は、「市外局番-177」)

○伏木海上保安部テレホンサービス  
 TEL : 0766-45-1778(舳倉島、大野、伏木、鳥ヶ首、沢崎鼻、弾崎、各灯台)